

令和8年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和8年6月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	8 番	川 島 功 士
副 議 長	3 番	竹 中 光 重
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	9 番	田 島 清 美
〃	10 番	伏 屋 隆 男

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長 兼 水 道 課 長	後 藤 英 司
教 育 文 化 部 長 兼教育文化課長 兼学校給食センター所長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	松 本 好 春
総 務 課 長	宮 川 雅 人
税 務 課 長	知 識 正 章
環 境 経 済 課 長	西 川 雪 秀
住 民 課 長	西 川 真 琴
健 康 介 護 課 長	後 藤 英 代
建 設 課 長	永 見 幸 広

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	田 島 明
書 記	臼 田 初 穂

1. 議事日程（第3号）

令和8年6月17日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第28号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第2 第29号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 第30号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第4 第31号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第5 第32号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第6 第33号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第7 第34号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第8 第35号議案 笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 日程第9 第36号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第37号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 第38号議案 令和8年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 第39号議案 令和8年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 第40号議案 令和8年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第28号議案から日程第13 第40号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第1、第28号議案から日程第13、第40号議案までの13議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、1議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第28号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり承認されました。

第29号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり承認されました。

第30号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認されました。

第31号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） これについては、中学校の校舎修繕ということで、この前の説明によりますと、ガスパの工事が行われたということで、早急に対応しなければならないのでということで専決でされたということで、これに意見を述べるものではありませんが、ちょっとお聞きしたいことがあってお願いします。

このガス漏れというか、ガスパ工事はたしかガス漏れがあつてというようなことで、学校の理科の授業等がちょっと遅れたというか、変更されたというようなことを聞いておりますが、これはどの部分でどのようなガス漏れがあつて、そして漏れておつたということがどうして分かったのかということも含めて、どこで、原因は何で、どのように発見されたか、そしてそのときに対応はどうされたかというあたりの具体的などころをお聞かせ願えればありがたいと思います。お願いします。

○議長（川島功士君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長兼学校給食センター所長（天野富三君） お答えします。

ガスについては、4年に1度以上の法定点検というのがガス事業者が義務づけられていますので、その点検においてガス漏れがしているということで、そこで調査をしていただいた結果、地中内の配管からガスが漏れているということが判明しましたので、早急にその経路を元から止めていただいて修繕に入ったという経緯でございます。

今現在はもう、6月の予算を取ってすぐやりましたので、今はもう通常に理科の授業等はしっかり行われているという状況になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 1番 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 業者による定期的な点検によって見つかったということであれば、その点検がよかったということで幸いだったなということでもあります。ということは、他の施設も同様に、公共施設もいろいろありますが、ガスを使用するところがありますが、それも同様に定期的な点検が行われて、確認が一応されておるということで理解してよろしいでしょうか。

はい、じゃあ分かりましたので、ありがとうございます。

○議長（川島功士君） ほかによろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり承認されました。

第32号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり同意されました。

第33号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり同意されました。

第34号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり同意されました。

第35号議案 笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 伏屋議員。

○10番（伏屋隆男君） まず、この中小企業・小規模企業振興基本条例なんですが、これの制定について、この時期に制定するのはどういった理由なのか、まず1点お聞きしたいのと、それから39ページに町の役割というのが第1項から第3項まであるんですけども、これは基本

条例ですから具体的なことを書いていないんですが、中小企業の振興をしながら笠松町の活性化を図るということを目的で書かれているんですけども、具体的にどういったことを町としては支援していこうとしているのか、これについてまずお答えをいただきたいと思います。

○議長（川島功士君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうからこの条例をつくった、この時期にというところの御質問についてお答えさせていただきます。

これまでも町では商工会と協力・連携しまして、地域経済の活性化に向けた各種事業のほうに取り組んでまいりましたけれども、近年人手不足や物価高騰、あと後継者問題、こういったことによりまして、町内の大多数を占めます中小企業を取り巻く環境がますます厳しくなっている状況でございます。

こうした中、平成26年に制定されました小規模企業振興基本法に基づきまして、商工会からも町、商工会、中小企業の役割を明確に定める基本条例の制定に対する要望も受けておったところでございます。

町におきましての将来を見据えまして、町と中小企業、金融機関が連携しまして、地域全体で域内経済を支える体制を構築する必要があるとの認識を改め、また今回、笠松町小規模事業者チャレンジ補助金、こちらの実施を契機としまして、基本理念のおおのの役割等を示した条例を提案したところでございます。

続きまして、39ページの町の役割、具体的などころというところの御質問のところです。

条例の第4条に町の役割を規定するとともに、9条において町が施策を実施する場合の基本方針、こちらのほうを定めております。町もこれまで、こちらに基づきまして様々な事業のほうを実施しておりまして、特段新たに施策を展開するものではございません。

町といたしましては、これからも町内事業者への経営支援や地域経済の推進事業を行う町商工会の事業や運営への補助金支援のほか、新たに創業を考える方に対する創業支援事業、創業者家賃補助助成、資金調達の円滑化のための小口融資制度や利子助成事業などを継続して実施してまいるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 伏屋議員。

○10番（伏屋隆男君） それで今説明があつたんですけども、平成26年に国のほうでこのことが制定されておったということなんですけれども、10年以上たって今回笠松町の基本条例を制定するということがなんです、本来ならば遅きに失したのではないかなという気はするんですけども、それでも聞くところによると、笠松町と商工会がうまく連携をしておったということを聞いておりますので、今回の制定はそれなりの意味があるのかなということを思いました。

そこで、先ほど部長が説明された中で、町の役割として今回4月3日に臨時議会で商工会に対する補助金として約2,000万円ぐらいが補正されたわけなんですけれども、この原資が12月に臨時国会で議決された地方臨時交付金、これを活用するということなんですけれども、本来ここにありますように、町が中小企業の支援をしていくわけなんですけれども、今説明があったように、小口融資だとかそれから企業支援、こういったものは今までやってきておったんですけれども、国からの交付金で今回新たにチャレンジ事業をやるわけなんです、笠松町としての役割として、もっと自己財源も確保しながら中小企業の支援をしていくべきではないかな。

昨日も一般質問しましたように、「うまの街」で笠松町内にたくさんの方がお越しになって、飲食業界を中心としたところはかなりの潤いがあったというふうに聞いておりますが、それ以外の業種、例えば製造業だとか土木事業だとか、商工会の中にはいろいろな業種があるわけなんですけれども、そこらの企業に対する支援がどうも弱いかなという気がしておったんですけれども、今回この基本条例をつくることによって、笠松町としてもやっぱり本腰を上げて中小企業の支援を行っていくということに私は期待をしているんですけれども、そこで先ほど申しましたチャレンジ事業を商工会の方にお聞きしましたら、この上限が100万円の事業費なんです。これで2,000万円ぐらいの助成金でしたので、20社ぐらいを期待しておったら、案の定30何社希望が出されたということで、10社以上交付できないというところが出てくる可能性があるということを言われたんですね、その申請も出されて審査も終わったと、企業診断士の方に審査をしてもらったということなんですけれども、そうすると漏れた企業に対しても、非常にやる気があって今回申請したけれどももらえなかったということになると、ちょっと意気込みが低下するのかなということをするんですが、そうしたときに笠松町として、そういった方々に対してどうこれから支援していこうとするのか、その辺についてまたちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今回、一応臨時交付金の一部を財源としてやらせていただいているんですが、やはり我々としてもたくさんの方が応募していただいたことをとてもうれしく思うと同時に、残念ながら採択されなかった方に対しては申し訳ない気持ちもあるんですが、ただやはり限られた財源の中で、公平感ということがありますと、今回初めて製造業をはじめとして議員がおっしゃられたウマ娘コラボで恩恵がなかった人、事業者の方々にやらせていただいたんですが、やはり財源的に限りがあるので、今後またこういった交付金が出るという話もちょうと漏れ伝わってきますので、その際は改めて検討していきたいとは考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 伏屋議員。

○10番（伏屋隆男君） そういうことでよろしくお願ひしたいと思いますし、それから交付金

頼りじゃなくて、笠松町としても自己財源で支援していくような、今までやってきたものを拡大していく、助成金も拡大をしていくというようなことも検討いただきたいと思います、その辺についてももう一度お願いします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 昨日の一般質問でも答弁させていただきましたが、自主財源の確保というのは、当町にとっては喫緊かつ重要な課題と認識していますが、一方で、なかなかそれがすぐにはいかない、ふるさと納税のことも議員の御質問をいただいたので、これからもさらに積極的にやっていきますし、また町の広報PRを通じて、交流人口の拡大によってたくさんの方がこの笠松町に来ていただくことによって消費を喚起する、そういった取組もしていきます。自主財源の確保とともに、やっぱり一番私自身が大事だなと思うのは、行政の人間と商工事業者のコミュニケーションじゃないかと思います。

ややもすると、うちの役場に限ったことじゃないんですが、私は商売人の出なのでよく分かりますが、人たちの気持ちというのがいま一つ分からない。どういうふうに困っていらっしゃるのか、どういったことを皆さん考えていらっしゃるのか。そういったことをやはり日頃から意見交換とか、顔と顔の見える関係を築くことが大事だということで、実は既に商工会さんのほうの提案から、青年部と役場の若手で交流会を開催させていただいて、その中でお互い腹を割って話せる関係も少しずつできつつあります。

こうした関係によって、生の声を直接職員に届けていただく、そしてそれが政策に反映されたり、あるいは皆さんからの悩み事を真摯に聞いて、我々も勉強させていただく、そういった関係というのをこれからつくっていきたいと思います。その中でお互い知恵を絞って汗を流して商工業を発展していく、それがすなわち自主財源の拡大にもつながっていくと思いますので、引き続き議会の皆さんの御理解、御協力も得ながら、そういった方向で進めていきたいと思いますので、またいろいろなアドバイスやアイデアがあったら、ぜひとも教えていただきたいと思います。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

第37号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 伏屋議員。

○10番（伏屋隆男君） 歳出のほうなんです、52ページ、総務費の企画費の中の13節の使用料及び賃借料で98万8,000円。これはふらっと笠松の隣にあるところを借りて、そこをリフォームして拡大をしていくということで、敷金だとか内装監理費が含まれているんですけども、まずいつ頃工事に入って、いつ頃あそこのリニューアルが完成するのかわかるということをお聞きしたいということなんです、実はそこの方にお聞きしますと、今休憩する場所がなくなってしまったんですね。いわゆるウマ娘関連でたくさんの方が来られるんですけども、前は腰かけも、座るところもあったんですけども、そして町民バスの利用者の方もあそこでバスを待っているという方もいらっしゃったんですが、今あそこにおっても座るところもないということで、それで拡大されるということで、これはいいことかなということを思っているんですが、ただこれから夏を迎えてきますと非常に暑いので、中に入っても数が限られるんですね、入れる数が。そうすると、夏場対策で隣も開けてくれんかと。ただ、工事はこれから完成までにはかなり時間がかかるというふうに思われるんですが、そうするとエアコンのかかった涼しいところが、あそこが少し小さいスペースしかないということになると、来て涼んだらまたすぐ出て行ってしまい、出て行かなければいけないというふうになってしまうと思いますけれども、その辺の対応についてどう考えていらっしゃるのかわかるということと、それからこれは今回工事費については当初予算で3,000万円ぐらいですかね、予算化しておるんですけども、聞くとこ

ろによると地域未来交付金（国の補助金）、これが採択されたみたいでというふうに聞いておるんですけども、どのぐらいの金額が内示されたのか、今回この補正予算の中で収入では上がってきていませんので、これから次の9月議会に補正で歳入のほうが出てくるんじゃないかなということを思っているんですけども、どのぐらいの金額が内示されたのか、その辺についてちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長（川島功士君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それではお答えさせていただきます。

52ページ、総務費の13節の使用料及び賃借料の部分でございます。

ふらっと笠松の工事の関係ですけども、現在のところ設計業務のほうに入っております。一応8月には設計のほうが上がってくるというところで聞いております。

入札のほうを9月に行いまして、10月に契約ということと、あと今回工事のほうが内壁の取壊し、2区画を1つとして利用させていただきますので、結構大がかりな工事にかかるということで、約5か月ぐらいかかるというふうに聞いておりますので、完成の時期のめどとしては年度末近くになってしまうのかなというふうに今のところは想定しているところでございます。

バスの待合の休憩される方につきましては、去年の夏もそういったお声のほうをいただいていたところでございます。ちょっと室内のほうで、丸椅子ではありますけれどもそういった椅子で待避していただくとか、そういったふうでまたふらっと職員と利用者のほうでいろいろと調整させていただいて進めさせていただきたいと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

あと、地域未来交付金のほうですけども、こちらを4月7日付で交付決定のほうをいただいておりますのでございます。

工事費と設計監理の経費を合わせまして、補助申請のほうが3,040万円の申請をさせていただきまして、2分の1決定ですので1,520万円、こちらのほうの内示をいただいておりますのでございます。

ちなみに、こちらの地域未来交付金は、当初予算のほうに見込んで計上させていただいておりますので、今後補正があるとかそういったことでは、当初見込みどおりの内示がございましたので、そのままさせていただきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（川島功士君） 10番 伏屋議員。

○10番（伏屋隆男君） そういうことで順次進めていただきたいと思いますし、また先ほど言いましたように夏場対策ですね、丸椅子を置くということも今言われたんですが、そういったところで来場者に不便をかけないようなこともよろしくお願いしたいということで、これはお

願いをしておきます。

それから次に、55ページの土木費の都市計画費の第14節に工事請負費として399万9,000円が自転車駐輪場防犯カメラ設置工事請負費となっておるんですけども、北にある駐輪場は廃止をするということなんですけれども、線路の南側、あちらのほうの駐輪場じゃないかと思うんですけども、これ何台ぐらい設置をする予定なのか、また前LINEで流れていましたかね、自転車の盗難が多かったという話も聞いておりますが、そういった防犯対策を兼ねてこういったカメラを設置されるというふうに私は思っておるんですが、それも含めてちょっと説明をお願いします。

○議長（川島功士君） 後藤建設部長。

○建設部長兼水道部長兼水道課長（後藤英司君） 今、御質問いただきました駐輪場でございますが、今回防犯カメラのほうをまず笠松駅の東駐輪場、そちらに今220台ほど止められることになっておるんですが、そこに360度カメラを2つつけます。それと先ほど伏屋議員がおっしゃられた南駐輪場ですね、こちらのほうが現在330台駐輪できるようになっております。こちらのほうにも360度カメラを2機と、一方方向のカメラそちらを3台つけることとして、今回上げさせていただいております。

こちらのほうは、今年3月24日に岐阜羽島警察署と締結した自転車盗など身近な犯罪の抑止に向けた取組推進に関する協定に基づいて、今回防犯カメラを更新させていただくものでございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

第38号議案 令和8年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

よろしいですか。

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

第39号議案 令和8年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

第40号議案 令和8年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（川島功士君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、令和8年第2回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和8年第2回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和8年6月17日

議 長 川 島 功 士

議 員 伏 屋 隆 男

議 員 關 谷 樹 弘